平成２６年度　第１回大阪府消費者保護審議会基本計画策定検討部会　議事録

■日　　時　平成２６年４月１５日（火）午後３時から

■場　　所　追手門学院　大阪城スクエア 大手前ホールＤ

■出席委員　池田委員、鈴木委員、花田委員、大森委員、尾崎委員、金谷委員、戸田委員

（計７名）

■会議内容

〇義永総括主査

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

ただいまから大阪府消費者保護審議会基本計画策定検討部会を開会いたします。

本日はご多忙のところ、委員の皆様にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日司会をさせていただきます、私、大阪府消費生活センターの義永と申します。よろしくお願いします。

なお、本会議の議事録作成のため録音させていただきますことをご了承ください。

また、鈴木委員と花田委員は到着がおくれる旨のご連絡をいただいております。時間の都合上、議事を始めさせていただきます。

まず初めに、資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の次第でございます。配席図でございます。委員名簿でございます。資料の１、Ａ３判でございますけれども、大阪府消費者基本計画（仮称）の策定に向けてというもの。次に資料２－１、大阪府消費者基本計画（仮称）の全体像というものと、資料２－２ということで、大阪府消費者基本計画（仮称）骨子（案）でございます。それと、委員意見（別掲）ということで、消費者基本計画策定に向けて（具体的な取り組みのイメージ）でございます。それと、ふじのくに消費教育あり方報告書（概要版）がございます。ふじのくに消費教育あり方報告書でございます。次に、消費者教育のイメージマップでございます。次に、委員意見（別掲）でございます。第１回検討部会に向けてという１枚ものでございます。そのほか、参考資料といたしまして、大阪府消費者保護審議会規則でございます。最後になりますが、将来ビジョン・大阪、コピーのパンフレットの抜粋版でございます。それと、大阪府消費者保護審議会基本計画策定検討部会運営要領をつけさせていただいております。

資料のほう、よろしいでしょうか。

次に、委員の出欠状況報告をさせていただきます。本部会の委員総数は７名でございます。本日は、７名の委員の方々にご出席を賜る予定になっております。現在審議会規則第５条第２項に定める２分の１以上のご出席をいただいており、このあと２名の委員もご出席いただく予定になっておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、増井消費生活センター所長より挨拶を申し上げます。

○増井所長

皆様、こんにちは。４月１日に大阪府消費生活センター所長を拝命いたしました増井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

第１回大阪府消費者保護審議会基本計画策定検討部会の開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから消費者行政の推進にご理解、ご協力を賜っておりまして、改めて御礼申し上げます。

消費者問題につきましては、社会の発展とともに、一層複雑化、多様化した問題が発生してまいっております。一方で、国におきましても、いわゆる特商法の改正、あるいは消費者教育推進法の制定が行われるなど、社会情勢の変化に対応した動きがなされているところでございます。

こうした状況の中で、昨年いただきました大阪府消費者保護審議会の答申、これにおけるご意見を踏まえまして、安全・安心な消費生活の実現を目指し、より実効性のある施策を展開してまいりますため、基本計画を策定するということといたしまして、本年２月の消費者保護審議会におきまして、本日開催させていただきましたこの部会を設置してご検討いただくということになったところでございます。

委員の先生方には、生活に直結した重要な課題でございますし、また消費者行政という幅広く、非常に難しい課題についてご検討いただくことになりますけれども、どうかご審議のほどよろしくお願いいたします。

○義永総括主査

続きまして、配席図に沿って、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

まず、初めに、大阪大学大学院高等司法科研究科教授、今回の部会長でございます、池田辰夫委員でございます。

○池田部会長

どうぞよろしくお願いします。

〇義永総括主査

全大阪消費者団体連絡会事務局次長、大森隆委員でございます。

〇大森委員

よろしくお願いします。

〇義永総括主査

公益社団法人全国消費生活相談員協会関西支部副支部長、尾崎昌子委員でございます。

〇尾崎委員

どうぞよろしくお願いいたします。

〇義永総括主査

公益社団法人消費者関連専門家会議執行委員、金谷郁穂子委員でございます。

〇金谷委員

よろしくお願いいたします。

〇義永総括主査

大阪教育大学教育学部教授鈴木真由子先生は遅れますので、よろしくお願いいたします。

大阪府金融広報委員会事務局長、日本銀行大阪支店企画役、戸田博之委員でございます。

〇戸田委員

戸田でございます。よろしくお願いいたします。

〇義永総括主査

大阪産業大学大学院人間環境学研究科教授、花田眞理子委員でございますが、若干おくれるということですので、ご紹介させていただきます。

以上７名の委員の方々でございます。

今回の部会には、金融金銭教育の分野に取り組んでおられる、大阪府金融広報委員会から専門委員として戸田委員にご参画をいただいております。大阪府金融広報委員会は、日本銀行大阪支店内に事務局を置き、大阪府、近畿財務局、日本銀行大阪支店、府内の金融団体等と協力し、中立公正な立場から、暮らしに身近な金融に関する広報活動を行っていらっしゃいます。

事務局につきましては、配席図をもってご紹介にかえさせていただきます。

では、議事の進行を池田部会長にお願いすることといたします。よろしくお願いいたします。

〇池田部会長

皆様、大変新年度ご繁忙の折に、部会第１回でございますけれども、ご参集賜りまして、まことにありがとうございます。また、外部委員として、戸田委員さんにご参加をいただい

ております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議題に沿う形で進めさせていただきますが、あらかじめ（１）の部会長代理の指名については、実質的な議論を先にしたいと思いますので、後回しにさせていただきたいと思います。

したがいまして、（２）の基本計画策定に係る検討課題についてというところから深めてまいりたいと思います。

まず、先ほど事務局のほうで資料の確認をいただきましたけれども、この資料について、少し掘り下げた形での説明をいただくようにしたいと思います。それから、なお、当然のことでございますけれども、この部会につきましても、他の審議会等と同じように、原則公開ということでございますので、ご承知おき願いたいと思います。

それでは、事務局のほうでお願いいたします。

○向井課長補佐

資料１をご覧ください。

こちらは、大阪府消費者基本計画（仮称）の策定に向けてということで、２月10日の、審議会の総会におきましてご審議させていただいたものと同じものです。国における消費者行政、府における消費者施策等をまとめさせていただいております。また、８月にいただいた消費者保護条例の改正案につきましても、答申の１から５につきまして書かせていただいております。

これを受けまして、２月10日の消費者保護審議会にこの「消費者基本計画（仮称）の策定に向けて」の諮問をさせていただきました。その検討の具体的な内容につきまして、①、②で書かせていただいております。消費者施策を計画的に推進するためには、目標を定め、その目標を達成するために、施策を計画的に実施することが必要である。②としまして、定期的に施策の実施状況や成果を点検し、必要に応じて修正することで、より実効性のある施策を実現することが可能となるということを受けまして、基本計画に定めるべき内容等について、消費者保護審議会の意見を求めるということになっています。

これからの主な検討内容につきましては、①から④に書かせていただいています。

なお、スケジュール（案）です。こちらは、２月10日に示させていただきましたものから、少し変更させていただきまして、本日第１回の部会が４月15日です。もともと３月中に第１回の部会をさせていただきたいと思っておりましたが、若干遅れてまいりました。このあたりを修正いたしまして、第２回部会につきましては５月末から６月の当初、第３回の部会につきましては６月末から７月の当初あたりということで予定をしております。この後、最終

８月末の答申というところまで、非常にタイトなスケジュールとなってまいりますが、皆様よろしくお願いいたします。

また、８月末に予定しております答申の後に、事務局で素案を作成し、原案という形にブラッシュアップを行い、その間、９月定例府議会での議論をお受けいたしまして、パブリックコメントの実施、意見の集約、そして２月の消費者保護審議会総会でもう一度諮らせていただきます。最終的に２月の定例府議会にご報告をいたしまして、３月末、４月の策定というスケジュールを決めさせていただいております。こちらで進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいま、花田先生がご到着されましたので、ご紹介いたします。よろしくお願いいたします。

〇花田委員

学内で会議がございまして、遅くなりました。申しわけございません。花田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

〇向井課長補佐

それでは、資料２をご覧ください。

こちらも２月10日に皆様にお示しした内容でございます。計画の全体像です。ただ、１カ所修正がございます。第４章、基本目標Ｉとさせていただいております。消費者の権利の尊重と書いてございましたが、「確立」に直させていただいております。

それでは、資料２－２にまいります。こちらも、２月10日にお示しをさせていただきました骨子（案）、これは事務局で作成いたしました骨子（案）、これを左に書かせていただいておりますが、右側には、２月10日の審議会の席で、審議会の委員の皆様に意見を頂戴したいとお願いしてまいりました。そちらの意見を右側に少しまとめて書かせていただいております。こちらの委員意見をご説明申し上げますが、全て読み上げていくのでは長過ぎますので、少しまとめてご説明申し上げます。

まず、全体的な考え方のところ、基本的な考え方、全体的な章立てというところで２つほど意見を頂戴いたしております。

まずは、意見１、それから意見２、両方に共通するところでございますが、当面の重点施策というようなものを定め、独立した章をつくり、数値目標というようなものを設定し、検証していく、改廃を含めた見直しを行うべきではないかというところ、これにつきましては、意見１、２ともに共通のものとなっています。

また、意見２ですが、こちらは、一般の消費者の方が本計画を読めば、大阪府がいつ、何

をしようとしているかが理解できる。まず具体的にイメージができるものとすることが望まれるということで、ご提案としまして、１つ目にできるだけ専門用語ではなく日常の言葉で記述するようなもの。２番目としまして、消費者行政の施策を幅広く一覧できるものとする一方で、先ほどございましたように、重点テーマを別建てしていくべきではないか。メリハリをつけて整理をするべきではないかというもの。３番目に、個々の施策、特に重点テーマの中身を具体的に記述し、可能な限り実施時期と目標数値を掲げるものとすべきであるというご意見でございます。

　このようなご意見、この後にもいろいろ出てまいりますが、ここで大きく取り上げさせていただいています。

　また、本計画は、一応５年間ということで、現在ご提案をしておりますが、そちらを重点的に取り組むテーマといたしまして、消費者を取り巻く現状や、府民の関心事と、大阪府内の消費者行政の現状に即して課題を抽出し、府庁内はもとより関係者が連携する具体的な施策まで記述すべきということで、１から３までのものを具体的に挙げていただいております。

　１つ目といたしまして、消費者相談の中心となっている高齢者被害・ネット被害の撲滅。２つ目といたしまして、消費者教育推進法施行に伴う消費者教育の推進。３つ目といたしまして、食品表示法・景表法の移管、権限委譲、新たな機能性表示制度の検討に伴う関連施策の充実。また、４つ目といたしまして、これらを実践する推進体制の強化として、庁内外の連携と法執行の強化ですとか、各種の地域協議会の設置、大阪府消費生活センター体制の強化というようなものについてもご提案いただいております。

　また、重点テーマについては、わかりやすく、府民への訴求力ある目標設定、毎年度あるいは中間年度の目標を検証可能な形で設定すべきであるというご意見もございます。

　また、全体構成といたしまして、重点テーマの設定をして独立の章とする、もしくは独立した項目として記述すべきと考えるということでいただいております。また、個々の施策について整理をかけていくことが必要であるということについてもご意見いただいております。

　それから、３番目の計画の期間のところでのご意見ですけれども、計画期間を現在５年間ということでご提案いたしております。これを４年間というのも一考と思われるというのもいただいております。これは首長の交代が４年間が原則であるということから、４年を１つの節目とすることも考え得るということでいただいているものでございます。

　次のページをご覧ください。

　第２章、消費生活をめぐる現状と課題という、１つ目の項目に、消費者を取り巻く環境の変化ということで、１から７までを挙げさせていただいておりますが、ここに以下の内容を

入れるべきではないかということで、３つの意見をいただいております。３つともに共通しておりますのが、消費者行政が、平成21年度に消費者庁と消費者委員会等が発足したことで、消費者行政が一元化されてきているという動きがございます。そういうものを織り込んでいくべきではないかというのが、三人の方から同じようなご意見としていただいています。

また、エネルギー問題が最近脚光を浴びているということで、そのあたりにつきましても書いていくべきではないかという意見。また、貧困と格差問題の顕在化、雇用制度について、社会保障と税の一体改革、食の安全・表示にかかわる事件・事故の続発。こういうものについても内容として入れるべきではないかということでのご提案です。

次に、第３章の消費者施策の基本的な方針。こちらでは、まず１つ目といたしまして、行政・事業者・消費者の責務と役割というものを明らかにしていくということで、基本的な方針のところに書かせていただいています。こちらにつきましても、４つほど意見を頂戴しております。

まずは、府の消費生活センターの果たすべき役割。こちらは、センター・オブ・センターとして位置づけを明確化していくべきではないかということ。それから、相談事業に基づく業者への指導、処分等の法的執行能力というようなもの。こういうものを府の消費生活センターの体制の強化の中にはっきりと位置づけていくことが必要であるということ。

それから、庁内の連携の強化というところで、私ども、大阪府消費者行政推進本部会議を持っておりますが、こちらにつきましても、この後、何度も実効性ある会議として調整機能を持たせていくべきだというご意見について出ております。

２つ目の意見でございます、こちらにつきましては、消費生活の相談体制の充実と強化の部分での問題提起ということで上がってきているものと見させていただきました。私ども大阪府消費生活センターの体制では、委託業務となっています。こちらについて、相談員の資質向上に支障はないのだろうかということでの問題提起がされています。

また、意見の９ですが、こちらも先ほどの意見７にもございました、消費生活センターが果たす役割というものについて、能力を引き上げていっていただきたいというもの。法執行能力の体制強化というものです。

３番目に、市町村の消費者行政の充実強化のための支援。やはり大阪府の消費生活センターのセンター・オブ・センターとしての位置づけということになってまいりますが、こちらのご意見もございます。

また、先ほどの７番にもございました、庁内の連携強化についてもいただいております。

意見10につきましては、重点テーマの設定に即して、このあたり拡充をしていっていただ

きたいというご意見もございます。

また、第３章２つ目の府の施策の基本的な方針の中に、目指すべき姿として、（１）で、府民の安心・安全な消費生活の実現に向けてということをご提案させていただいておりますが、そこに消費者市民社会に向けた理解と自覚的な消費行動の広がりというものを加えていってはどうかとご意見をいただいております。また、喫緊の課題への対応についても拡充をしていくべきだとご意見をいただいております。

次のページをご覧ください。３ページです。

第４章ですが、こちらも基本目標Ⅰに、消費者の権利の「尊重」と書いていましたが、条例に消費者の権利の確立という形で目標を書いております。そちらにあわせて、「確立」に変更しております。ご了承ください。

次に、基本目標Ⅱの中の消費者の自立への支援です。１、２、３、４、５つ並べておりますが、その中の５つ目、「消費者教育に関する計画的な施策の推進」で、消費者教育の推進に関する法律、これは平成24年８月に決められ、12月13日に施行されたものです。この第10条の規定に基づく大阪府消費者教育推進計画として、これを別個のものではなく、この基本計画の中に記載をしたいということで、その部分の骨子についてご提案をしたものですが、こちらにつきましても、まず３つほどありまして、この推進計画については、大きなテーマであるため、基本目標の１つとして独立させるべきではないかというご意見、これは３つのご意見ともに共通していただいているものです。

また、２つ目の意見のところにありますが、第１期の計画では、消費者教育を定着させることを基本目標として位置づけるべきではないか。まずは消費者教育というものを定着させていくということが必要ではないかというご意見をいただいています。

次の４ページです。

こちらも消費者教育の推進ということで書かせていただいている部分ですが、２つほど意見をご紹介いたします。

２つの意見に共通して、地域協議会を作っていくべきではないかというご意見。ここ以外にもたくさんのご意見を頂戴しております。一応、都道府県と市町村におきましては、この地域協議会については努力義務という形で、国では設定されております。こういうものを、やはりつくっていくべきではないかということで、それについても府の施策として支援していくべきではないかというご意見を頂戴しております。

次に、５ページをご覧ください。

委員意見17番ですが、消費者庁で作られました消費者教育の体系イメージマップというも

のがあります。このあたりに即して、ライフステージごとに重点領域をカバーできる内容ということに、府でも整理をしていくべきだということと、消費者教育に関する個別の意見ということで、この下に５点ほどいただいております。

社会人になる前の高校生、大学生に対して加害者とならない視点を盛り込むべきである。大学についても、卒業単位となる講義の開講を追求していくべきではないか。また、大学生協等との取組が付されているということで、支援や、連携を図っていくべきではないか。また、事業者についても、従業員教育の一環として、消費者教育を実施することを目指していくべきではないか。また、消費者団体、消費者、事業者が、意見交換する場が必要ではないかということ。また、大阪府で作っておりましたナビゲーターさん。こちらを独自に養成するということが、実際のところ、25年度の予算から残念ながら認められなかったというところがございまでして、ただ支援は大阪府としてさせていただいているところですが、こちらにつきましても、新たなご意見として、地域で活動している組織のメンバーさんにナビゲーターとなってもらう取組が必要ではないかというようなご意見でございます。

また、消費者市民社会の構築の推進というものを別建てにしておりましたが、例えば、この１番の多様な場における消費者教育の推進であったり、消費者教育の人材の担い手という中に、別扱いではなく、埋め込んでいくべきではないかというご意見もいただいております。

６ページご覧ください。

基本目標Ⅲ、消費者被害の防止・救済のところの、府消費生活センターの機能強化というところです。先ほどのところにも、消費生活センターの機能強化がありましたので、ほぼ同じような内容が書かれています。中核センター、センター・オブ・センターとしての機能強化というものを図っていくべきではないかというところです。

新たなものとしましては、消費生活センター機能の強化というところです。ただ、こちらにつきましては、意見24の下のほうにあります。下から２つ目の箱にありますが、そちらに、国との棲み分けというものも必要ではないかということで、商品テストにつきましては、このあたりも考えていかなければならないと思っております。

これ以外では、例えば、２つ目の箱のところで、消費者問題の早期解決への支援というところ、もっと力を入れていくべきではないかということで、あっせん、調停の活用について、お三方からご意見をいただいています。やはりこういう苦情審査委員会とか、そういうところでの扱いというものについて力を入れていっていただきたいというようなご意見というのがあります。それ以外にも、例えば、あっせんにつきましては、地方自治体にしかできない特徴があるものというものを考えていただきたいというようなご意見もあります。

また、高齢者等の被害防止と見守りの強化につきましては、府下の全市町村に見守りのネットワーク構築を稼働させるというものを追加していくのが必要ではないかということ。警察との連携につきましては、これは高齢者だけの問題ではないという意見もありました。

また、第５章で国、他の都道府県、市町村との連携、また、消費者団体、事業者団体さんとの連携というようなものを書いております。こちらにつきましては、国・都道府県・市町村の棲み分けが必要になってまいります。また、それぞれの皆さんとの連携を図るための地域ネットワークも必要ではないかというご意見もあります。市町村への連携につきましては、消費者行政全般への支援というものも必要だというご意見もありました。

７ページをご覧ください。

こちらも、事業者団体との連携、弁護士会、司法書士会との連携、関連団体との連携ということで、連携については、今回の基本計画では、特に重要な内容になってくると思っています。委員意見でも、関係機関、団体との連携強化をもっと進めていっていただきたいというのもあります。この中には、適格消費者団体と特定適格消費者団体というものも今後出てまいります。こちらとの連携と支援の記述が必要ではないかというご意見があります。

第６章の計画の推進体制と進行管理につきましても、私どもが持っております大阪府消費者行政推進本部の実効化というもの、それから計画の検証・見直しについて記述をきっちりとしていってもらいたいとお書きいただいています。

この内容につきましては、以上です。

なお、１ページに返っていただけますでしょうか。ここで、計画の位置づけ、２番のところにあります、「将来ビジョン・大阪」につきまして、簡単にご説明させていただきます。

お手元の参考資料、「大阪を明るく笑顔にする将来ビジョン・大阪」の抜粋をコピーしたものをご覧ください。

大阪府では、この「将来ビジョン・大阪」を作っておりますが、これは大阪府の基本構想に当たるものです。比較的長期の期間で、施策の基本方向や基本戦略、目標及び推進姿勢等を固めるものとしております。大阪が目指す姿は、「明るく笑顔があふれる大阪」です。これを目指していくに当たり、姿勢といたしまして、オンリーワン、ナンバーワンということ。関西の中でも重点化、分権・民主導というものを視点として作られています。

「将来ビジョン・大阪」は、明るく、笑顔あふれる大阪の実現に向け、今後の大阪の将来像、その実現のための取組方向を示す将来ビジョンです。平成20年12月に策定されました。今後はビジョンに掲げる将来像の実現に向け取り組んでいくことになっています。

この大阪府の施策ですが、５つの将来像というものがあります。「世界をリードする大阪

産業」、「水と緑豊かな新エネルギー都市大阪」、「ミュージアム都市大阪」、「子どもからお年寄りまで誰もが安全・安心ナンバーワン大阪」、「教育・日本一大阪」、この５つの将来像です。

この将来像に16の将来像イメージがあります。私どもの消費生活の分野につきましては、この５つの将来像の中の「子どもからお年寄りまで誰もが安全・安心ナンバーワン大阪」、こちらの中の全体では16の将来像イメージの中の４つの将来像イメージがこの下にあります。

１つが、「暮らすなら大阪」、２つ目に、「分権先進都市オンリーワン」、３つ目に「医療先進都市オンリーワン」、４つ目として「安全・安心ナンバーワン」という４つの将来像イメージがあります。

この将来像イメージですが、全体で16の将来像イメージから、さらに25の戦略、160の行政計画というものが大阪府の全体像です。

先ほど申し上げました消費生活につきましては、「子どもからお年寄りまで誰もが安全・安心ナンバーワン大阪」の中の「暮らすなら大阪」、また、この中で、さらに各戦略といたしまして、「地域でいきいき戦略」となっています。コピーをお渡ししております中の９ページの一番上に、大きく「子どもからお年寄りまで誰もが安全・安心ナンバーワン大阪」。さらに、「暮らすなら大阪」がありまして、「地域でいきいき戦略」、これが私どもの戦略でして、その下に６つのポツがございます。その一番下に「食の安全問題やさまざまな消費者被害に対応した安全・安心体制の充実」、これが、私どもが今回作らせていただきたいと思っております基本計画が位置づけられる箇所になってまいります。

将来ビジョン・大阪につきましては、以上です。

私からの説明につきましては以上です。

○池田部会長

ありがとうございます。

かなり盛りだくさんの資料と、それから、個別の説明については、かなり皆様方の議論を充実するために圧縮をしていただいたところです。

これより、部会委員として中身についていろいろと議論を進めていきたいと思っております。本日は、第１回。しかし、非常に重要な第１回だと思います。これから、消費者基本計画の策定に向けて、どれだけ翼を広げることができるか。その中の論点整理という意味で、できましたら、今日の第１回、この段階でそれぞれの委員の持っておられる、少なくとも事務局案、事務局から説明いただきましたものに、さらにつけ加えるところがないかどうかというあたりのところも含めて、ご意見をいただければというふうに思っている次第です。

事務局のほうに、２名の委員より意見陳述の申し出がありますので、順次お願いすることにいたします。

まず、鈴木委員からお願いいたします。

これのペーパーは既に資料の中にありますか。

〇向井課長補佐

はい。委員意見（別掲）という形でつけさせていただきました。

〇池田部会長

それでは、お願いいたします。

〇鈴木委員

それでは、いろいろと資料をご準備いただいたんですけれども、情報提供を含めてということで、お話させていただきたいと思います。

前回の審議会でも出されましたけれども、後発の強みを生かしてであるとか、それから、もう既に先発的に実施されているところも、具体的な情報収集や事例を集めるということがすごく大事ではないかということがあったと思います。そのあたりも含めて、お話させていただければと思っております。

まず、１点目は、消費者教育の担い手をどのように養成するかというところです。先ほどの事務局からのお話の中にもありましたけれども、例えば、ほかの生協とタイアップした形で、兵庫県や神戸市が行っているような取り組みも非常に参考になるのですが、大阪府独自の資格のようなものを作って、認定制度を設けていくなどという取り組みも、具体的には意味があるのではないかということで提案させていただいております。

これは、ちょっとここにはありませんでしたけれども、ＡＣＡＰという企業の消費者窓口対応の方たちが横断的に作っている組織がありまして、その中で、「わたしの提言」という、誰でもが応募できるような懸賞論文があるんですけれども、たまたまその今回の入選作品の中に、社会教育主事という文部科学省の１つの教育制度の中で資格が取得できるやり方がございます。それから、図書館司書という資格の取得の仕方もあるのですけれども、その佳作の入選作品と、それから会長賞、企画部門ですけれども、入選作品が、この２つの資格を取り上げて、消費者教育に関する、新たなそういう資格を、今後、国レベルも含めてですけれども創っていただこうかなどといった提案もございました。

何らかの形で、今回ナビゲーターの話も出ましたけれども、そういう方も含めて、今現在、消費者アドバイザーやコンサルタント、専門相談員の資格を取っている方も眠っていらっしゃる可能性もございます。そういうような方たちを掘り起こしていくという意味も含めまし

て、何らかの形で、大阪府独自のこういう資格をつくることで、リ・スタートのきっかけになるようなものができないかどうかということでの提案でございます。

それから、２つ目は、これはもうほかの委員の方からのご意見でもございましたけれども、連携協議会のようなものが、もう少し可視化できるといいのかなということで、産・官・学、ＮＰＯなどの関連組織は一元的に整理されるということが望ましいのではないかということで書かせていただきました。

３月までかかわっていた協議の中で、男女共同参画のところにかかわっていたんですが、大阪には、プラットホームですとか、それから男女共同参画のネットワークといったような組織を作っているという前例がございます。これと近いものを消費生活にかかわる連携組織として位置づけたらどうかなというふうに考えました。やはり、人材の宝庫である可能性は極めて高いわけですし、そうした協議会が実効力のある形で機能していくというところから、１カ所ではできなくても、複数が、まさに連携することによって実現できるということは多々あると思いますので、それを書かせていただきました。

３つ目ですけれども、やはり教育行政との連携をどうするかというのは、前回の審議会でも委員の方から出されたものです。学校教育への情報提供の仕方をいろいろと工夫してみる余地はまだまだたくさんあるだろうということで、挙げてございます。

現状は、大阪府教育センターのホームページから入っていきますと、情報提供、それから教材コンテンツ・教材リンクで、さらにこう深く深く入っていかないと、大阪府消費生活センターが出している、学校向け消費者教育教材というところにたどり着かないんですね。非常に見にくい形になっているという印象を持ちました。

ＰＤＦのファイルで情報が一覧表になって掲載されているのですが、せっかくインターネットで検索して、そのページにたどり着いているのですけれども、ＰＤＦファイルになっておりますので、そこからリンクできていないんですよね。なので、せっかくその情報があっても、わざわざ、さらにこうページを打ち込んでとか、情報を検索してという一手間をかけないと次のページに飛んでいかないという状況になっています。そこも少し工夫することによって、情報提供の効果が期待できるのではないかなというところです。

１つ、滋賀県の取組としてご紹介させていただきたいんですけれども。高校生のための消費生活講演会というものを滋賀の弁護士会と共催によって、出前講座を実施しておられます。それ以外に、毎年教育委員会が主催している学校支援メニュー提案というのが８月の夏休みの後半にあるんですけれども、その中に企業さんや消費者団体さん、ほかにもいろいろな団体さんがブースを設けて、出前講座ですとか、教材の紹介を行っています。イメージは、就

職説明会や就職セミナーのメッセ、見本市のような、そういうイメージで捉えていただければと思います。そこで、消費生活センターが出展をしているんですね。その中で、出前講座、こういうのがありますよとか、こんな教材がありますよとか、こういう講師がこんな講座ができますよというものを、例えば、食育だったり、環境教育だったり、数学や言語活動など全て同じエリアというか、土俵の上にそういうものも乗っかって、情報提供が非常にうまくいっているのではないかとお見受けしています。これは教育行政との連携の非常にいい事例ではないか。それ以外にも、滋賀県の教育委員会、学校教育課ですとか、学校支援課と連携を図りながら、研修ですとか、それから消費者教育指導者養成講座といったようなものも実施しておられます。小・中・高、それから特別支援学校の教職員も対象というふうに伺っております。

もう一つは、大学の授業ということも、先ほどの事務局の方からの説明の中にもございましたけれども。大学の授業として単位認定という。ここはまだまだ開拓の余地があると、私も大学に籍を置いておりますので感じているところです。

これにつきましては、愛媛県の例をちょっとご紹介させていただきたいのですが、愛媛県の県民生活課は、愛媛大学と連携をとりながら、大学の教養課目、専門課目の授業として、それにタイアップする形で、県民生活課から公開講座ということで、一般市民の方も大学生と一緒に授業を受けるということをもう８年目ぐらいだったと思いますけれども、継続的にやっておられます。私も一度講師として招かれたことがございまして、こういうやり方があるんだなということで感心して帰ってまいりました。階段の大きな教室が満杯になるぐらいの受講生がいて、その中の一般市民は、その年は50名ほどだったと記憶しているのですけれども、授業が終わってからも、多くの方が質問に来られたりということで、非常に熱心に参加しておられました。その講座を受講し終わった一般市民の方が、フォローアップという形で市民講師のようなところにつないでいたということもございます。

例えば、大阪であれば、ナビゲーターのような存在とうまく市民講習というようなところでつなげていくことも可能なのではないかと思っています。

もちろん、愛媛県に関しては、スケールメリットもあるとは思います。大きな大学といえば、愛媛大学が１つ重点化できるものですから、それを大阪で展開するとなったら、もう一工夫、二工夫要るのかなと思います。けれども、そうしたことも現に実現できているところがありますよということでの、ご紹介です。

それから、その次には、大阪府の消費者フェアをもう少しリニューアルできないかなというところです。ただ、これは企画をどこかが考えて提供するというやり方ではなくて、企画

そのものを市民に考えていただくというようなことも可能ではないかと。例えば、企画のコンペのような形で、高校生、大学生、関連講座の受講生、どなたでもいいと思うのですが、学んでほしい対象に企画そのものを考えてもらうという形で、もう少し府民が主体になって考える消費者フェアになっていくというのはどうなのかということです。

それから、下から２つ目は、これは基金の使い方に関してなので、制約があるだろうなと思いながら書かせていただきました。

学校教育の現場は、もう多忙を極めているというのは、私もよく存じているところなんですが、その中で、教員がさまざまな研修会へ出席する、参加するような場合の、例えば、経費を支給するといったような、その何らかのインセンティブというような形で、今回はその基金を活用することはできないだろうかということです。学校から推薦であるとか、意欲的に手を挙げてくださった方、先着５名とか、制約の範囲があると思うんですけれども、そういうことです。

ただし、その研修を受けてきた方に関しては、その学校で必ず消費者教育の何らかの授業なり、アクションを起こしていただくと。しかもそれを、例えば、消費者フェアで披露していただくとか。インセンティブプラス成果報告といったようなものを組み合わせてできないかということです。

それから、大阪府は非常に広いですので、たくさん人がいらっしゃいますので、その中のどこか１カ所モデル地区として、ちょっと先行投資的に事例をうまくつくっていくといったような形で、パイロット的に実施してみるということも方法としてはあるのかなということで、挙げさせていただきました。

最後に、参考資料として、その後ろに、幾つか挙げさせていただいているのですが、１枚めくっていただきますと、これは静岡県が出している、インターネットで全てダウンロードできるものです。「ふじのくに消費」、これ誤植ではございません。「消費教育」です。ページを読んでいただきますと、静岡県がここで消費者としなかった理由がいろいろと書かれておりますので、関心がありましたら、ぜひと思いますが。消費教育のあり方報告書ということで、研究会をもうたくさん重ねていらっしゃるんですね。それで、ここに挙がっているのは概要版です。その次に、報告書そのものも今回資料としてご用意いただきました。昨年の３月に出されているものです。静岡県の消費教育をどのように推進していったらいいかということで、かなり具体的な観点も含めまして情報がございます

この中で、消費者庁が出しているイメージマップがございますので、そことうまくつなげながら、今現在静岡県がどのような状況にあるのかということを、このイメージマップを使

いながら評価をしていくということをずっと研究会を通してやっておられました。

例えば、報告書の18ページ、19ページ、20ページあたりをご覧いただきますと、静岡県の中で消費者教育の推進に向けて発達段階別に見たらどうなってるのか。重点領域別に見たらどうなっているのか。これからどうしていったらいいのかということを、イメージマップを上手に使いながら、具体的に情報が共有できるような形で取り組んでおられるのだなということを感じております。

それから、静岡大学の色川先生が、提案というか、提言という形でまとめておられるページが32ページ、特別寄稿の中にございます。これは、静岡県に対しての色川先生からの要望がいろいろと書かれておりまして、具体的には、提言が35ページ以降にまとめられております。

例えば、地域協議会を設けましょうという、まさにお話していた部分ではあるわけですけれども。それをどうすれば何ができるかということが、その前のところにいろいろとデータを引き合いに出しながら、静岡県に何を期待しているかということが書かれておりますので、この後、具体的な行動プラン、アクションプランを考えていく上で参考になるのではないかなというふうに思って、資料として情報提供させていただきました。以上です。

○池田部会長

鈴木委員、どうもありがとうございました。

発達段階、成長段階に応じて、ある意味では、その消費者自身の認識をいかに向上させるかというふうな具体的な課題をご提案いただいたかと思うんですが、引き続きまして、大森委員からの申し出でございますが、よろしくお願いいたします。

これもペーパーをお出しいただいておりますので、それに沿ってということになろうと思います。よろしくお願いします。

○大森委員

今の資料の後ろに、委員意見（別掲）の「第１回検討部会に向けて」としてあるもの、裏表のものが１枚あると思いますので、ご覧いただければと思います。

最初の２月末までに各委員からの意見をということで言われて出してもいますので、それと重なる部分もあるんですけれども。今日は第１回目ということで、恐らく全体的な考え方とか、そのあたりのことを中心に意見を求められるんだろうなということで、その部分だけをちょっと抜き出しつつ、若干修正もした中身で書かせていただきました。

まず、私がここの検討部会には、まず消費者団体の代表という立場で、率直にいろんな意見を述べさせていただいて、最終的にいいものにまとめていくというのが、私自身の立ち位

置だろうと思っておりますので、率直に、そういう形で意見を言わせていただければなと思っております。

まず最初に、大きな１の①のところで書いていますけれども、この基本計画自身は、消費者のための計画でやっぱりあってほしいということで、やっぱり読みやすく、わかりやすくて、できればやっぱりシンプルな形で、普通の消費者が普通に読めるものにしたいという思いがあります。それが１つです。

もう一つ、②のところは、大阪府が直接ご自身でやることだけではなくて、やはり大阪府全域の方向性なり、目標をこういう形にしていこうよというものを示す中身をきちんと盛り込んでいくべきだろうというふうに思っていて、その中で、当然大阪府さんが自分で直接的にやられることと、市町村に対してその掲げた方向性に沿って、府としてどういう支援なり、働きかけなりをしていくのかということ等をきちんと整理して、わかりやすく記述ができればなというふうに思います。

３番目のところで、これは事前の意見でも書かせていただいたところなんですけれども、やはり、今までやっていた施策がずっと一覧で並んでいるというだけではなくて、とりわけ今の計画期間中で、このことはやっぱりやらないといけないということをピックアップをして、そこにある程度集中的に力を入れていくっていうことも計画では必要だろうと思っています。その中身は、どういうものにするのかっていうのは、やはりきちんと今の現状の分析を、審議会の委員の皆さんで一緒にさせていただいて、ピックアップしていくっていうのがいいんだろうと思うんですけれども、何もないというのもあれなので、今の概括的に言われている、私が持っている情報の中でいけば、やはり高齢者、あるいは携帯・インターネット関係のところでの消費者相談が非常に多いという状況がありますので、そこでの対応を強めることで、やはり消費者の被害をなくす。

もう一つは、これは大阪の特有の食文化を大事にしているという、地域柄も含めてですね。最近、メニューの誤表示・偽装という、大きな問題も起こったところですので、むしろこの問題で、さらにこれから法制度も変わっていくということもありますので、そこでの消費者の被害をなくす。

３番目には、その消費者教育を受ける権利を確立して、消費者が消費者教育をきちんと受けられるようにするというようなことが、例えば、そのような形で重点課題を設定していったらどうかなと思います。

ここも、書き方も、こちらのほうの重点課題の書き方のところは、消費者行政をこういう形で強化する、あるいは相談体制を強化するという、そういう設定の仕方なんですけど、や

はりそこはそうではなくて、消費者にとって消費者の被害をなくすっていうのが、本当最初の課題であって、そのために消費者行政を強化するっていうのが施策として出てくるっていう、そういうことが順番だろうと思いますのでね。やはり消費者の立場から、やっぱり消費者が被害をなくす。消費者がきちんと教育を受けられるという、そういう書き方を課題の設定のところではしていただければなというふうに思ったりもします。

あわせて、４番目で、ただ重点課題だけを書いていると、消費者行政、非常に幅広い範囲で、センターが所管している部分だけではない、環境であったり、食であったり、住であったり、いろんな分野がありますので、それはそれできちんと一覧できて、この計画書を手に取ると、大阪府が消費者行政関連でどんなことをやっているかが一覧もできるというふうにできたらなということで、それを整理する上では、重点課題と、そのもとでの基本的施策と、あと施策の一覧表みたいな形で、３層構造ぐらいにして記述をすると、見たときにわかりやすいのかなというふうに思っています。

５番目のところは、できるだけ数値目標を設定していただければということで、この審議会で議論して設定できる部分と、あとほかの既存の大阪府さんが持っておられる計画の中にも、既に目標数値がいろんな形で盛り込まれている計画があると思いますので、それはそれで、今回つくるこの計画の中にも、それは盛り込みつつ、直接的に消費者行政に係る部分については、どういう設定の仕方ができるのかっていうことを研究して、設定できるものについてはしたいなと。これ幾つか、ほかの都道府県さんの基本計画なんか見させてもらっていて、そういう形で盛り込んでおられるところもありますので、いい形で、ぜひ盛り込めればなというふうに思っています。

大きな２番目、章立て・構成についてということで、これちょっと若干具体的に章の構成のところで気のついた部分なんですけれども。やっぱり現状認識に基づいて、課題を設定して、施策を展開するという流れをはっきりしたほうがいいんじゃないかなと思ってまして、今、第２章がその現状と課題、第４章にいろんな施策が出てくるんですけれども、その合間に、第３章で基本的な方針というのが間に入ってくるんですね。ちょっと一呼吸おいてしまうので、ちょっとそういう流れは、第２章から第４章につながるというような形で、今の現状があって、それに対して施策が設定するというような形がわかりやすいかなと思いますし、重点課題の設定をすればということとかかわりますけれども、第２章に課題という部分があって、第３章に、今度喫緊の課題というものが出てくるんですね。これかなりダブってもきますので、整理をして書いてはどうかと。

③のところは、これ消費者教育の推進というところを、やはり独立をさせたいという思い

がありますので、基本目標のところで、ちょっと並びも変えて、座りがいいようにして、独立させたいなということです。

裏側ですね。事務局さんへの今日確認しておきたいことと、今後資料としてご提供いただければということで、思っていることを書いているところなんですけれども。

今国会では、消費者安全法と景表法の改正案が既に出ていて、今日からですかね、委員会審議が始まっていると思いますので、それを前提として、やっぱり議論をしていかないと、順調に成立すれば、この答申を出すときには、もう新しい法律がスタートしていくということになっていると思いますので、そういう形で議論していいかどうかっていうのをちょっと確認をしておきたいということと、あわせて、今の、とりわけ安全法のところの改正の中で、府の行政、それによってどのような影響を受けるのか。府と市町村との関係のところも若干、今回の改正案の中では触れられているところがあると思いますので、そのあたり、今の段階で、もしこういうふうに変わるのかな、みたいなことで考えておられるところがあれば教えていただきたいなということです。

あと資料としては、もう細かいことは言いませんけれども、大阪府の消費者行政水準はこの間どうなってきているのか。良くなってきているのか。だんだん下がってきてしまっているのか。横這いなのか。そのあたりがわかるような資料をご提供いただければということと、あと、消費者教育について先ほどご報告もありましたけれども、やっぱり大阪の現状をどう把握するのかということがね、まず大事なんだと思うんですね。そのほうも、担当課として今の現状をこういうふうに考えてますみたいなことを、ちょっとまとまった資料が出ないものかなと。

あと、ほかの都道府県さんのところの基本計画で、消費者教育推進計画も幾つか策定されてきておりますので、その中での重点課題であったり、あるいは数値目標であったりみたいなところがあれば議論していく上では助かるかなと思っていますので、そんな資料もご準備いただければなということです。

〇池田部会長

大森委員、ありがとうございました。

一番最後にご指摘いただいた資料の提出につきましては、事務局のほうで、余りご負担をかけない部分、速やかに出せるものがもしありましたら、ご協力いただきたいというふうに思います。

それから、大森委員におかれましても、所属の団体のほうで何かそのような資料がありましたら、また全体に使わせていただければというふうに思っております。どうぞよろしくお

願いいたします。

さて、今、鈴木委員、大森委員からご指摘がありました。全体として、消費者教育、非常に大事だなという思いを非常に強くしているわけですが、ざくっと３つぐらいの柱を考えるとすると、１つ、消費者教育、これをどういうふうに深めていくかというのがあろうかと思います。それから、センター・オブ・センターにかかわるところかもしれませんが、市町村へのその支援のあり方というのが２つ目。それから、何よりも、その事業者の矜持というか、姿勢について、大阪府でどういうふうにかかわっていくべきかという点での事業者指導のところも３つ目の柱として出てくるのかというふうに、個人的にはざっくりまとめさせていただいているところでございますが。

あらかじめ、ペーパーをお出しいただいていないほかの部会の委員の先生方もせっかくの機会ですので、自分はこういうふうに思っているというようなところを開陳いただきたいなというふうに思います。７名委員がいれば、７つの意見があるだろうと思いますが、その最大公約数を狙いながらまとめさせていただきたいと思います。特に順番を考えているわけではありませんが、もしご意見がありましたらと思います。

私も部会長ではございますが、一部会委員でございますので、委員としての思いはございますので、皆さんのご負担にならない、時間の許す範囲内で意見を申し上げたいと思ってます。いかがでしょうか。

○尾崎委員

では、ペーパーはちょっとご用意させていただけなかったんですが、私ども相談員協会は、大阪府もそうですけれども、府下の消費者生活相談員が属する協会でございまして、先般、私どもが集めました会議の中で、市町村並びに府の相談員の方々の意見というものを少し集約をさせていただきました。

その中で、出てまいりましたのが、「市町村の相談センターに対して情報をもっと下ろしていただきたい」ということがありまして、「大阪府のセンターが、センター・オブ・センターの機能として、市町村に対してどういうことをしていただいているのかというのが余りよく見えていないのです」という意見がありましたので、「その部分の透明可というものを取り込んでいただきたい」という意見がありました。

あとは行政指導と、あっせん苦情審とあっせん会議の部分なんですけれども、この部分についても、やはり「上司にあっせん会議に上げたいのだけれども、なかなかシステムが難しくて上げにくいということなので、そのあたりをちょっと市町村のセンターが上げる、そういうふうなシステムを計画の中に工夫をしていただきたいな」という意見がございました。

それから、あと教育の部分なんですけれども、これは私どもが少し気づいた点なんですが、この教育推進の部分におきましては、学習指導要領に即しているという部分で、文科省の部分での支援が入っておりますが、消費者庁のこの基本計画の中では、幼児期からというのがございます。保育園というところからも、私ども協会のほうには出前講座の依頼が多数ございまして、保育園は厚生労働省の管轄でございますので、この教育指導要領の部分にはちょっと入ってこない部分なんですが、こういった部分もちょっと組み込んでいただければよろしいかなと思っております。

それから、あともう１点は、この高齢者の支援という部分は、かなりたくさん入っているんですが、障がい者と社会的弱者に対する被害救済と、その被害防止のことにつきまして、この基本目標Ⅲの被害防止救済のあたりに盛り込んでいただけたらありがたいなというふうに考えております。

それから、安心・安全の基本目標Ⅰのところ、ランダムで申しわけありませんが、ここには、食品の偽装とか、サービスの問題については組み込んでいただいているんですが、安心・安全という部分には、住まい環境というものも含まれてくるのかなと思いますので、安心・安全全般にかかわる部分を、もう少し入れ込んでいただければ、カバー力がアップするのではないかなというふうに考えております。

今のところ以上でございます。

○池田部会長

ありがとうございます。

ほかの委員、いかがでしょうか。お願いします。金谷委員、どうぞ。

○金谷委員

私のほうでちょっと感じたことは、まず、先生もおっしゃってたんですけれども、資格をお持ちの方をうまく使っているということで、アクティブシニアの方も、時間のいっぱいある元気なアクティブシニアの方とか、そういう資格をせっかく持っているのに埋もれてしまっているような方の掘り起こし登録制などと、あとは消費者庁のところで、横軸みたいな、横串で見るというイメージで、いろいろな行政で担当されていらっしゃる人に対して、消費者センターが横軸っていう、そういう形で見ていくっていうような、そういうものと。それから、あと、この一覧表で、年齢ごとに、やるべきことを決めていらっしゃるんですけれども、その年齢の幅のところで、主に責任を持つ省庁、例えば、若ければ子どもたちを対象になると思うのですけど、教育委員会になるんですけど。反対に高齢者にすると、行政じゃないんですけれども、社会福祉、老人福祉協会とか、何かそういう、高齢者の方を束ねている

ような、そういう年齢層で主にどこが主体となって、きちんと責任を全うするのかっていう、そういうものを決めて、その共通する内容については、その資格者の方を寄せた団体さんだとか、事業者さんだとか、できる内容みたいなものも登録していて、そこが一括して、講師になるものを派遣する、そんな感じで、縦横みたいな形で先生の、地域ごとにきちんと管理するような、そういったのがどうかというのを、ちょっと考えています。

○池田部会長

ありがとうございました。

横串を刺していくっていうのは、いろんな分野で最近特に言われているところだと思います。確かに同感です。

今日、大阪府の関係の皆さんもこの会議に同席をいただいているところですけれども、大阪府の持っている既存の人的、物的リソースのみならず、やっぱり外部連携というか、官民一体で大阪府下のそういう人的、物的リソース、もうこの活用をいかに最大化するかというのが、恐らくこれからの課題だと思いますし、計画の中でも、その辺りのところを落とし込んでいく必要があるんだろうというふうに思っております。ありがとうございます。

いかがでしょうか。さらに、いい意見をいただければと思いますが。

○花田委員

まず、１つ忘れてはならないなと思うことがございます。それは、消費者教育なのか、あるいは消費教育なのかということで、それで消費者教育というのは、多分市民教育ということにつながっていくんだろうなというふうに思っています。

ですから、この将来ビジョンというのが、大阪府さんが立てていらっしゃるわけですけれども、それを実現するために、府民に生活者としての力をつけてもらわないといけないと。その１つが、多分、消費者教育ということではないかなというふうに思います。

それで、ちょっと思うことがございまして、３つほどあるのですが、１つは、市場で、情報がどういうふうに出されているかということ。その情報を上手に判断して生活していける、そういう消費者をつくっていくために、その情報の出し方ということも、大阪府としては見ていく必要があるのではないかなと。それが安心・安全という部分につながるのではないかなと思います。

それから、もう一つは、はっきりとここには出てきていないように思うのですが、これはぜひ戸田委員にお聞きしたいんですけれども、お金の教育でございます。これは本当に年齢を問わず大切なことだと思います。子どもも、若者も、それから中高年の方も、こういう教育というのも、全ての年代にするということ。例えば、ものすごく別論なことを言いますと、

そんなうまい話はないよというようなことですとか、それから、あとは経済でいいますと、所得＝消費＋貯蓄という、すごく基本的な式があるのですが、ともすると何か貯蓄を飛び出ていろいろなことをやってしまうというようなことがあるのですが、それは普通ではないというか、そういうことも考えられるような消費者になっていただきたいというのが２つ目です。

それで３つ目は、「環境に配慮した消費生活の推進」というのがありまして、持続可能な社会の実現ということを考えたときに、これはとても大切な観点かなと思いますので、これもぜひ強力に進めていっていただくといいなというふうに思いました。

感想めいたことで大変申しわけございません。

○池田部会長

ありがとうございます。

お名前が出ましたので。また２回、３回来られますが、今日の範囲でコメントを、もしありましたらどうぞ。

○戸田委員

全体に、私ども教育のところを中心的に意見を述べさせていただくということかなと思っているんですけれども、皆さんが意見で言われている基本目標の立て方に関してですので、教育推進計画のところはとても大きいし、その消費者支援ということも越えて、消費者市民社会の形成に寄与する目的も含んでいると言われたほうがいいんじゃないかというご意見が委員の方から出されていますけれども、それは、そうかというふうに思っています。かなりボリュームも大きいですので、骨子だけなんで、ほかのところがどれだけ埋まっていくかということにも思うんですけれども、全体のバランス、あるいはその一応目標に照らして、基本目標の中で括りきれるのかどうか。最後、そこは強いこだわりがあるわけじゃないんですけれども、今時点の教育の部分と、そういうふうな気がいたしました。

それから、先ほど花田先生から、各年齢でいろいろどうやっていくのかっていうことについては、私ども金融教育に関して、まさに議論というか、具体化のところを今進めているということでありまして､私どもは本部と支部という関係にあるわけではないんですけれども、全国の金融広報中央委員会というのを東京に置いております。日本銀行の本店の情報サービス局が事務局としてやっているわけですけれども、そこで、今、金融、銀行に対するというかですね、年齢別に応じて、最低限身につけていくべき金融リテラシーがどういうものかということを、今、整理が大体終わってきて、先ほどお配りいただいたような普通の金融教育版というようなものを作って、多分５月ぐらいに一般策だと思うんですけれども。私どもも

なるべくそういうところに沿って活動をしていきたいというふうに思っております。

私どもの活動は、どちらかというと、高齢者のほうに割と力が入っていて、日中平日にやることも多いんですが、なかなか若年者とか、就労者の方に対してはアプローチが弱かったという部分はあるんですけれども、やっぱり高齢者になってからではなくて、本当はもっと手前の段階でやっておいたほうがよくて、それも知識だけということではなくて、むしろそういうことを継続的に学んでいくような意識であるとか、態度であるとか、そういったものを身につけていくような形での特に取り組みとか、そういったことをやっているのが、メーンとしては重要なんだろうとは思いつつ、具体的にどういうアプローチをしていくかなというのは、まさに今考えているところなんですけれども。

消費者教育に関しても、常にステージごとに応じて、ずっと教えてほしい、大阪府さんなり、アドバイザーの方がずっと教えていく、やっていくということであれば、なかなか実際そこまでマンパワーが足りないと、資源制約の問題も出てくるんでしょうから、早い段階のほうに、むしろ高齢者を放っといていいということではないんですけれども、若い段階のところでそういった、自らのセンターのところをしっかりやっていくと、長い目で見た場合により府全体としてのより消費者社会が築かれていくんじゃないかなというふうに思いました。

それから、やや細かいところなんですけれども、５ページのほうの「多様な主体と連携した効果的な取組」ということでの私どもの大阪府金融広報委員会を挙げていただいているんですけれども、先ほどの消費者教育の、そういうことも拝見している、幾つか、まさにそうだと思うんですけれども、金融教育に限らず、ほかの部分でもなかなか消費者教育の切り離せない一体的な部分もかなり大きい部分で､単にその消費者教育は根拠に従ってやっていて、また金融教育は私どももやっていますけれども、あるいは皆さん、それを切り離すということじゃなくて、よりもっと深く密接に協力してやっていくほうがより効果的なんじゃないかなというふうに思いました。

〇池田部会長

ありがとうございます。

金融リテラシーという言葉が出てきました。私も先だって関消協が府の受託でされているシンポジウムの際にちょっと申し上げたところですけれども、この消費者リテラシーというあたりのレベルをやはり上げていく､その質を改善していくというのが非常に重要な課題で、１つの視点ではないかというふうに思っているんですが。

例えば、その金融リテラシーっていうと、非常に難しい。もうどんどん複雑な金融商品が出ていますので、そのことについてどうこうということではなしに、私はもっと基礎力とい

うか、基本的なところの、例えば、計算力で、例えば、学生に単利と複利の違いがわかるかというふうに言って、結構ぽかんとした学生が多いんですよ。これは、多分小学校、中学校、高校教育のどこかで、やっぱりそういう金利計算みたいなところの基本のところをしっかりやっておく必要があるかなというふうにも思うんですが、そんな意味で、あんまり複雑な消費者教育、こうあるべしという議論の前に、基礎力としての読み書きそろばん、これがやはり大阪らしい１つの消費者主権確立に向けたスタートになるんじゃないかなというふうに思っているところです。これは一部会員としての意見でございますが。

戸田委員も仰ったように、高齢者に対して、あるいは若年層に対して、例えば、どういう教育のあり方というのがいいのかというところに関して、従前は、例えば、「今こういう消費者被害があります、気をつけましょう」というようなところの、ある種受け身的な、受動的な面、これはこれで非常に大事な情報提供と、それに対する備える力をつけるという意味であると思うんですが、もっと消費者主権という、主権者としてもう少し能動的な、積極的なそういう消費者力をつけていくような、そういう教育というのもあっていいのではないか。それを突き詰めていくと、ちょうど五代友厚が大阪に商業教育を根づかせるために商業専門の学校を創ったように、ある意味では起業者教育というか、単に消費者教育ということではなしに、それぞれが事業者、起業者としてのそういう意識を持っていくような、そういう視点で全体を、先ほどのイメージマップもございますけれども、全体として成長段階に応じた形にそれぞれ落とし込んだ形での消費者教育のありようというものを一遍本気で考え、それを官の範囲で基本計画のほうに盛り込んでいくということも必要なのかなというふうに思っています。

私自身、バックグラウンドは、最初は昭和50年代に社会問題化しました、消費者破産の実態調査も、これ全国で行ったわけですけれども、そういう中で、やはり金利の計算という基本的なところについて、非常に従来の教育の中で、やはり欠けていたというところを痛感したところもありまして、ぜひそういう反省に立ちながら、より強い大阪らしい消費者教育の在り様というのを、皆さんとともに模索できればいいなというふうに思っております。

非常に時間がタイトで、ほとんどもう残り少なくなってまいりましたが、どうしてもこの点言っておきたいということがありましたら。

〇尾崎委員

池田部会長に追加で、金融の面もそうなんですけれども、今、指でしゃべるといわれる若者が育っております。単語でしゃべるという若者になっています。もう私たちの時代とは全く違います。ゼロ歳児の幼児が雑誌を見て、指でこうたどるわけなんですね。ページがめく

れないんですね。それに対して、なぜめくれないんだとむずかるんですね。紙のページをめくるっていうことを知らない世代が育ってきているというのが現状でございます。そういう中で、やはりインターネット、電子バージョンの教育というものがかなり重要になってくるんだと思っています。

これは、ちょっと発想の転換なんですけれども、今までのように、知らない大人が知っている子どもに対して教育をしているということでは、もう子どもたちは聞いてくれないわけなんです。知ってるお姉さん、お兄さんが、同世代が子どもに対して教えるというような発想の転換が必要になってくるということになってまいりまして、今、ある大学の先生が、大学生をゼミのクラスの生徒たちに、子どもたちを教える、そのネットの危険性とか、使い方の正しい使い方を教えるというような、ウィンウィンの関係での教育っていうのを試していらっしゃる先生がいらっしゃるんです。そうすれば、子どもたちっていうのが、すごく素直に受け入れてくれるんですね。こういった新しい発想の転換というのも、少し盛り込んでいけば、大阪らしい基本計画を作っていっていただける、少しイメージになろうかなというふうに思いました。

それと、もう１点、教育委員会というのは、なかなか大変ハードルが高くて、学習指導要領ももうぱんぱんで、現場では、これ以上消費者教育なんていうものを中に組み込めないんだといわれているケースがものすごく多いんです。何のすき間があるかといいますと、生徒指導の枠っていうのが、どこの学校にも持ってまして、その枠っていうのは若干まだ、いろんな意味ですき間があるんです。ある相談員さんは、その生徒指導の枠を使って、消費者教育をされているんです。そこを突破口としまして、先生方の間で、生徒指導でこういうことをやっていただくというのはできると。そうすると、ほかの先生方で、校長会とか、いろいろ教育の生徒指導の部会とかで広まっていって、そこを突破口にして、皆さんに消費者教育を行っていく学校がどんどん増えていったような実績を作っていらっしゃる相談員さんもいらっしゃいますので､教育委員会だけを突破口にして難しいハードルをくぐるのではなくて、そういう、まだ空いている枠の中で消費者教育をやっていくっていうのも１つの方法かなと思いましたので、ちょっとご提案させていただきます。

○池田部会長

ありがとうございます。

先ほど事務局のほうで､大阪のナンバーワン､いろいろと挙げていただきました｡今回我々の部会で中心になるのは、確かに「安全・安心ナンバーワン」なんですが、今の委員のお話にありましたように、やっぱり教育日本一大阪、このあたりのところは、我々の部会として

も、消費者教育がかなり基軸になるような形で全体を計画の中にうまく盛り込んでいっていければなというふうに、そういう感想を持ちました。ありがとうございます。

ほぼ、あとお一方いただけるかどうかという感じではございますが、いかがですか。

〇大森委員

今日、消費者教育の問題を中心に議論されていますけれども、ちょっと消費者安全にこだわるようなんですけれども、もう一つは、分野としてはやはり高齢者への対応をどうするのかっていうのは抜かせないんじゃないのかなというふうに思います。

高齢者の部分も、本当にお話を聞くと、一人一人の状態が全然違っていて、最近では、それこそインターネットを利用される高齢者の方も逆に増えていて、そこで落とし穴にはまってしまわれる方も逆におられたりとかいうようなお話も聞きますし、一方では、全くそういうデジタルな世界は全くわからないという中で、いろんな被害に遭われている方もある。そういう中で、一方では地域での見守り活動みたいなところと、どう連携するのか。これは福祉分野では、地域包括センターだったり、社協さんの活動であったりという形で、かなり先行して高齢者向けの見守り活動が進んできていますので、そことうまく連携して、その中で消費者被害の問題であったり、高齢者向けの消費者教育のあり方みたいなことが、一緒に考えていただけるような、そういう仕組みを大阪の中でできればなというふうに思います。

〇尾崎委員

先生、それについて、もう少し。

〇池田部会長

どうぞ。

〇尾崎委員

今、委員のほうから出ましたけれども、大阪府には、ＣＳＷ（コミュニティー・ソーシャル・ワーカー）さんとの連携というもので、ＣＳＷさんのガイドラインというのが出ている、社会福祉協議会のほうから出ているんです。これが、かなり体系的に高齢者、社会的弱者、そして障がい者の方を地域で見守っていくっていうＣＳＷさんの役割というものがしっかりと組み込まれたものが、ホームページでガイドラインが取れるんですけれども、そういったものがありますので、そういうところと、この消費者行政っていうのが連携するっていうのも一つかなというふうに思います。

〇池田部会長

ありがとうございます。

アウトリーチにかかわるお話で、大阪弁護士会もかなり見守り活動等にはかかわっている

のかと思いますが、ご指摘ありがとうございました。

　それでは、本日の第１回の検討課題についてというところの若干論点拾い出しみたいな作業でございますが、一応この程度とさせていただきたいと思いますが、事務局のほうで何か別の件がございますか。

　補足いただく点がありましたら。なければ、次の議題に移りますが、よろしいですか。

　それでは、お手元の議題の（３）のその他でございますが、ここでは先ほど事務局から説明いただきました全体のスケジュール案について、部会の日程を、先生方もお忙しいので、日程の確保をしておきたいというのがメインでございます。先ほど事務局のほうで説明いただきました資料の１の一番下のところに、非常にタイトですけれども、大体このようなスケジュール感で進めたいというところについては、概ねこれを了解いただけますでしょうか。よろしゅうございますか。

　それでは、その上で、一応部会としても、今日第１回でございますが、第２回、５月末から６月上旬ぐらいにできればという感じになるんでしょうか。第２回部会。それから７月に第３回部会ということですが、ちょっとこのあたりの調整は事務局のほうにバトンタッチさせていただきますので、お願いいたします。

○義永総括主査

　それでは、委員の皆様には、大変お忙しいことと思われますので、第２回、第３回の調整をこの場をお借りして諮らせていただきたいんですけれども。スケジュールを見させていただきまして、ここの会場をすぐに借りられるかどうかの確認をさせていただきたいと思います。５月の下旬から。５月の最終週、そして６月の第１週というところですね。

○池田部会長

　確認をいただいている間に議事のほう進めたいと思いますが、部会長代理の指名につきまして、これは既に消費者保護審議会規則の18条のところの５項によりまして、部会長代理を部会長が指名するという扱いになっております。そこで、先ほど種々議論をいただきました中で、１つ、消費者教育が柱になるということでございますので、部会長代理については鈴木委員にお願いできればというふうに思います。それでは、そのように指名をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○池田部会長

　日程のほう、まず確定させていただきたいと思います。６月２日月曜日、午前10時、12時は、皆さんいかがですか。よろしいですか。

○池田部会長

第２回の部会は、６月の２日午前10時ということで確定し、開催場所については、また追って委員の皆様に事務局よりご連絡をさせていただきます。

それから、７月の上旬、この週末等も同じように、７月７日、水曜日午前10時から12時はいかがでございましょうか。よろしいですか。

〇池田部会長

大阪府としては非常に重要な立ち上げということでございますので、ご協力のほど、よろしくお願いします。７月の７日10時から12時ということでお願いいたします。

それでは、一応議題につきましては、全て目通しいただきましたので、最後に事務局のほうにバトンタッチをさせていただきます。

〇大森委員

１つだけお尋ねさせていただいてよろしいですか。

２回目、３回目の部会のテーマなんですけど、何か事務局のほうでどんな感じか考えておられる……

〇池田部会長

そのあたり、私のイメージなんですが、全体のスケジュール感について、一応ご了承いただいたということで、部会のほうで許された時間は非常にこれまたタイトで、３回で仕上げるということになりますので。それと、第３回のときには、ほとんど最終のそのドラフトについて、細かなところの字句修正みたいなところが多分イメージされるかなというふうに考えています。そうすると、第２回目部会というのは、実質的には、もう第３回に向けて、その基本的なイメージを具体的な項目、あるいはどの程度文章化できるか、どう書くかは別として、今日挙げていただいた検討課題、論点のようなものを落とし込んで、それぞれ最大公約数的に可能な計画のイメージを事務局のほうでお作りいただくと。その上で、先生方から、いろいろな立場からのご意見、ご指摘をいただくというような、多分流れかなというふうに思うんですが。大森委員、それでよろしいですか。

〇大森委員

第２回目でも、消費者基本計画と教育の部分と、もう一緒に。もう全体として議論を、さらに今日を深める形で少し意見を出し合って、３回目で全部を一遍にまとめていくみたいな感じということですかね。

〇池田部会長

これは、私、一部会の委員としてですが、この部会と部会の間に、やっぱりいろんな連携みたいなところはあると思うんで、私は特に大阪府のご負担をかけないで、部会委員の個人

の立場で、いろんな関係する外部と、そういう連携の可能性についてやろうと思っていますので、委員もそういうような、例えば、そういう連携のようなところで何かできることがあれば、官の足りないところは民で積極的に補っていただいて、そのつなぎのところをやっていただければ、全体として、最終的に第３部会で厚みのあるような形の計画案ができればなというのが個人的なイメージです。

事務局のほうで何か。ご指摘いただいたところ、あるいはつけ加えていただくところ、全体でよろしいですか。

○事務局

結構でございます。

○池田部会長

それでは、本日はほぼ時間がまいりましたので、事務局のほうにお返しさせていただきます。

○義永総括主査

ありがとうございました。

先ほど会場の確認をいたしましたところ、６月の２日、午前10時からの分は、ここの会場を押さえることができましたのでご報告申し上げます。こちらで開催をさせていただきます。

７月７日の分は、会場は、こちらのほう残念ながらお取りできませんでしたので、近所のところを、また後日当たらせていただきまして、先生方にご報告申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、閉会に当たりまして、増井消費生活センター所長よりご挨拶を申し上げます。

○増井所長

本日はありがとうございました。

たくさんご意見いただきまして、私がここで言うことはないんですけれども、本当にまとめていただき、教育問題、これが消費者教育をどうしていくかというのを多角的にご意見もいただいております。それから、大きく市町村とのあり方、センター・オブ・センターのあり方という部分、それから事業者の姿勢の部分、そういったあたりの柱があるのではないかというお話。それから、あっせんとか苦情審の問題でありますとか、特に教育の部分ではお金の部分ですね。また大阪らしさと、そういうことも仰っていただきましたし、それから、人材の部分では掘り起こしの部分でありますとか、特に若者に対してどうアプローチしていくかといった部分、あと、そうはいっても高齢者を忘れてはいかんよというご指摘もございました。大阪らしさを出すとか、市町村との関係とか、いっぱい意見いただきましたので、

少々消化不良になっておりますけれども、しっかり事務局のほうで勉強させていただきまして、次回にまたそういったものをまとめて、イメージというんですか、そういうのをお示ししていきたいなと思っています。引き続きよろしくお願いいたします。

今日はありがとうございました。

〇義永総括主査

それでは、以上をもちまして本日の部会を終了させていただきます。委員の皆様方には、本当にありがとうございました。